

利用者負担額一覧表

令和8年6月1日

1. 居宅介護

サービスの種類時間等		介護給付費	自己負担額上限
身体介護 (身体介護を伴う) 通院介助介助	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上3時間30分未満	9,210円	921円
	30分増すごとに加算	830円	83円
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上 1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上 2時間未満	3,110円	311円
	2時間以上 15分増すごとに加算	350円	35円
	身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30分未満	1,060円
30分以上1時間未満		1,970円	197円
1時間以上1時間30分未満		2,750円	275円
1時間30分以上		3,450円	345円
1時間30分以上 30分増すごとに加算		690円	69円

【福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ】1月の利用総単位の45.6%

・・・介護職員の賃金引上げなど処遇改善に取り組むための加算

2. 重度訪問介護

重度訪問介護	1時間未満	1,860円	186円
	1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円
	1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円
	2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円
	2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円

	3時間以上3時間30分未満	6,440円	644円
	3時間30分以上4時間未満	7,360円	736円
	4時間以上8時間未満	8,210円に30分増すごとに850円加算	821円に30分増すごとに85円加算
	8時間以上12時間未満	15,010円に30分増すごとに850円加算	1,505円に30分増すごとに85円加算
	12時間以上16時間未満	21,840円に30分増すごとに810円加算	2,184円に30分増すごとに81円加算
	16時間以上20時間未満	28,340円に30分増すごとに860円加算	2,834円に30分増すごとに86円加算
	20時間以上24時間未満	35,200円に30分増すごとに800円加算	3,520円に30分増すごとに80円加算

※重度障害者等の場合 15%増し

※障害支援区分6に該当する人 5%増

【移動介護加算】 移動中の介護を実施した場合の加算の算定

移動 介護 加算	1時間未満	1,000円	100円
	1時間以上1時間30分未満	1,250円	125円
	1時間30分以上2時間未満	1,500円	150円
	2時間以上2時間30分未満	1,750円	175円
	2時間30分以上3時間未満	2,000円	200円
	3時間以上	2,500円	250円

【福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ】 1月の利用総単位の38.2%

. 介護職員の賃金引上げなどの処遇改善に取り組むための加算

3・同行援護

同行 援護 (基本報酬)	30分未満	1,910円	191円
	30分時間以上1時間未満	3,020円	302円
	1時間以上1時間30分未満	4,360円	436円
	1時間30分以上2時間未満	5,010円	501円
	2時間以上2時間30分未満	5,660円	566円
	2時間30分以上3時間未満	6,320円	632円
	3時間以上	6,970円に30分増すごとに660円加算	697円に30分増すごとに66円加算

【福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ】 1月の利用総単位の45.6%

. 介護職員の賃金引上げなどの処遇改善に取り組むための加算

※障害支援区分3に該当する人 20%増

※障害支援区分4以上に該当する人 40%増

※盲ろう者に対して盲ろう者向けの通訳・介助員が支援を行う場合 25%増

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または過去2か月に、居宅介護等のサービスを受けておらず、居宅介護等を再開された場合。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	200 円	1 月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	150 円	1 月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

特定事業所加算Ⅱ	基本報酬及び各加算（介護処遇改善加算を除く）を算定した合計単位数の 10%
----------	---------------------------------------

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者 2 人で訪問した場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。

※ 介護給付費対象のサービスの利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスの利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業所が代理受領を行った介護給付費額は、利用者へ通知します。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

4. その他

◆通常の実施以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。(サービス利用料と一緒に 1 ヶ月ごとにお支払いいただきます。)

・ 事業所から片道おおむね 5 キロメートル未満 500 円

・事業所から片道おおむね5キロメートル未満 800円

・事業所から片道おおむね5キロメートル未満 1200円

- ◆「移動介護」や「通院介護」においてヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料
利用料等が必要な場合は、サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。